

住民拠点サービスステーションの登録に関する手続について

令和3年2月
石油流通課

1. 制度趣旨

資源エネルギー庁（以下「当庁」という。）においては、平成28年4月の熊本地震において災害による停電時における地域住民への燃料供給の継続の重要性が再認識されたことを踏まえ、災害による停電時においても自家発電設備により地域住民への燃料供給が継続可能な給油所の整備を進めており、当庁の支援により自家発電設備を整備したSSについては、住民拠点サービスステーション（以下「住民拠点SS」）として、災害による停電時に地域住民が利用可能な近隣の住民拠点SSに関する情報を発信することとしている。

近年大規模災害が頻発する中、以前にも増して、災害による停電時における地域住民への燃料供給を効率的かつ効果的に行う必要性が高まっていることを踏まえ、以下の手続により既存のSSに対して住民拠点SSへの登録を広く募り、もって地域住民に対する情報発信の精緻化を図ることとしたい。

2. 住民拠点SSの登録に関する手続

(1) 住民拠点SSへの登録を希望するSS（以下「申請SS」という。）の所有者又は運営者であって、以下の全ての登録要件を充足するもの（以下「申請者」という。）は、当庁のHPからダウンロードした「住民拠点サービスステーション登録申請書」（別紙1）等の様式に必要事項を記入する。

① 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条に基づき経済産業大臣の登録を受けた者であること。

② 申請SSが、中核給油所又は小口燃料配送拠点に該当しないこと。ただし、住民拠点SSとしての機能も発揮できる規模のSSであり、相応の自家発電設備を設置している場合はこの限りでない。具体的には、計量機2基以上を設置し、中核給油所においては1基以上を緊急車両向け（小口燃料配送拠点においてはタンクローリー向け）、1基以上を一般車両向けに稼働できるSSであること。

③ 以下の各項目（災害対応要件）について厳守することが可能な者であること。

(i) 申請SSの立地する都道府県内で震度5強以上の地震（当該SSの立地地域における当該地震の震度が5弱以下の場合を含む。）、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は当庁から要請を受けた場合は、国が整備するシステム等（以下「災害時情報収集システム」という。）により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。

(ii) 申請SSの従業員の事情、設備損壊等により事業継続が困難な場合を除き、「住民拠点サービスステーションにおける事業継続の方針（別紙2）」により地域住民、被災者等に可能な限り給油を継続すること。

(iii) 災害時において自家発電設備が正常に稼働するよう、平時から定期点検を行うとともに、毎年2回、稼働確認を行うこと。

(iv) 当庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

(v) 当庁が、申請SSについて、住民拠点SSとして基礎情報（運営会社、給油所名、電話番号、住所等）を平時から公表することに同意すること。

④ 申請SSが、計量機1基以上を稼働できる自家発電設備（内燃機関発電設備に限る。）を設置していること。

(2) 申請者は、以下の申請書類を当庁にメール等で送付する。

- ① 住民拠点サービスステーション登録申請書（別紙1）
- ② 住民拠点サービスステーションに関する誓約書（別紙3）
- ③ 申請SSの外観の写真（日付入り）
- ④ 申請SSに設置している自家発電設備の写真（型番等を明示）

※なお、石油元売会社、自治体等が自家発電設備の整備を支援したSSについては、これらの支援主体から当庁に支援先のSSのリストが提出された場合は、③・④の提出は求めない。

(3) 当庁は、以下の審査要領により、申請者及び申請SSの登録要件への適合性を審査する。

- ・登録要件①：品確法データベースにより確認する。
- ・登録要件②：申請書類①及び中核給油所リスト等により確認する。
- ・登録要件③：申請書類①・②より確認する。
- ・登録要件④：申請書類①・③・④より確認する。

(4) 審査の上、住民拠点SSに登録された場合、当庁から申請者に対して、以下を送付する。

- ・住民拠点SSへの登録を証する書面
- ・住民拠点SSにおける災害対応ガイドライン
- ・住民拠点SSポスター（P）

(5) 当庁は、登録された住民拠点SS情報を災害時情報収集システムに登録するとともに、当庁のHPにて公表する（左記登録に関する案内は別途送付）。

3. 注意事項

- ・一連の手続は、電子申請（メール）となります。文書（紙媒体）等による申請は受け付けられません。
- ※添付書類はPDF化（カラー）してメールに添付してください。原本については、お手元にて保管してください。
- ・都道府県石油商業組合や石油元売会社等による申請手続の代理は可能ですが、各種様式は申請者が責任を持ってご記入ください。
- ・当庁へのメールの送付には容量制限（10MB以内）がございます。写真等の容量が10MBを越える場合は、分割して送付するなどの工夫をお願いします。
- ・登録後に申請書の記載内容（申請SSの名称等）の変更が発生した場合は、その旨を当庁にご連絡ください。

- 申請者が住民拠点サービスステーションに関する誓約書の内容に違背し、災害時に特段の事情もなく地域住民の来店を拒否した場合等においては、当庁より注意を行います。注意後も、当該SSの対応に改善が確認されない場合には、住民拠点SSの登録を取消し、当庁が必要と認めた場合には、取消対象となったSSの名称、取消理由等を当庁のHPに公表することを検討します。